

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日に  
おき、  
翌日  
の翌日)

### 目次

- ◇ 示 結核予防法による医療機関の指定  
第二十一期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領  
保安林予定森林にする旨の通知  
森林法第八十九条の規定による告示  
換地計画の認可
- ◇ 告 土地改良事業計画の認可  
土地改良事業計画及び規約の認可  
肥料の分析検査の結果の概要  
米飯提供業者の登録  
土地細目の公告の申請
- ◇ 公 昭和四十二年二級建築士試験の合格者
- ◇ 正 誤 昭和四十二年九月鳥取県告示第五百七十九号中訂正

### 告示

#### 鳥取県告示第五百八十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する

昭和四十二年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 指定年月日        | 名称     | 所在地         | 開設者   |
|--------------|--------|-------------|-------|
| 昭和四十二年八月二十五日 | 門脇内科医院 | 境港市明治町八十二の一 | 門脇 和範 |
| 八月二十六日       | 安田 医院  | 鳥取市田島三十六の六  | 安田 学  |

#### 鳥取県告示第五百八十九号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第二十一期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定め、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和四十二年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 推薦する者の資格  
委員候補者推薦要領  
推薦する者の資格  
鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。

- 二 推薦される者の資格  
労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

- 三 推薦手続  
推薦書（様式（一））に、次の書類を添えて所定の期間内に所轄労政事務

- 所を経由して知事に提出すること。
- （一）労働組合資格審査申請書（様式（二））

- (一) 組合規約
- (二) 労働協約
- (三) その他資格の立証に必要な資料

- 1 役員名簿
- 2 従業員数及び組合員数(男女別)
- 3 経理状況
- 4 福利厚生への援助を受けている状況
- 5 組合事務所の借用状況

(資格を立証するため、労働委員会に手続中のものは、労働組合資格審査申請書に付記すること。)

四 推薦することができるとする候補者の数  
制限はないが、二人以上の場合は、順位を付すること。

五 推薦の期間  
昭和四十二年九月 十二日から  
昭和四十二年九月二十三日まで

鳥取県知事 殿  
所 在 地  
労働組合名  
代表者名  
年 月 日

推 薦 書  
④

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により  
鳥取県地方労働委員会の労働者委員の補欠候補者として次の者を推薦しま

す。

| 氏 名 | 生年月日 | 現住所 | 労働者の所属名称及び地位 | 労働者の所属名称及び地位 | 経 歴 | 備 考 |
|-----|------|-----|--------------|--------------|-----|-----|
|     |      |     |              |              |     |     |
|     |      |     |              |              |     |     |
|     |      |     |              |              |     |     |

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

鳥取県地方労働委員会  
労働組合資格審査申請書  
年 月 日

会長 殿  
所 在 地  
労働組合名  
代表者名  
④

鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者の推薦手続に参加したので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査してくださるよう次の書類を添えて申請します。

- 1 労働組合規約
- 2 労働協約
- 3 その他

記

鳥取県告示第五百九十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡家町大字覚王寺字大滝三七四、三七六の一、三七七、三七八、字奥大滝四二一の一、四二二の一から四二二の四まで、字榎谷四二四の一、四二六の一、四二六の二、四二八、四二八の一、大字上津黒字平木谷四七四、字スグ谷四七五（以上十六筆国有林）、字柳ヶナル四七二の二、字平木谷四七三、大字姫路字下モ山七一二、大字落岩字三山口七一一の一（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

気高郡青谷町大字田原谷字堂屋敷五三五、字大鳴谷五三六、字舟谷

五三七の二、字ヲチノ尾五三八の三、大字紙屋字堂谷六三三の一、大字楠根字八布施六五三の七、大字澄水字大谷東平六八六の六、字大谷西平六八七の五、字奥冥加谷六八八の一、大字八葉寺字西菅原八六三の五一（以上十筆国有林。）

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

三(一) 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字末用字露谷二二四三の一（国有林。）

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

四(一) 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字蒲生字姥ヶ谷一・二・三の一、字瀧ノ奥一・二・三の三(以上二筆国有林。)

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

五(一) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字黒谷(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条第一項の規定に基づき保安林の指定の通知を受けた次に掲げる場所に所在する保安林については、その森林所有者が知れず、又はその所在が不明であり、同法第三十三条第三項の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法第八十九条の規定によりその内容を智頭町役場に掲示したから、同法同条の規定により告示する。

昭和四十二年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の所在場所並びに分明である最後の当該森林所有者の住所及び氏名

| 保安林の所在場所 |    |     |        | 分明である最後の森林所有者 |                      |       |
|----------|----|-----|--------|---------------|----------------------|-------|
| 郡        | 町  | 大字  | 字      | 地番            | 住 所                  | 氏 名   |
| 八頭       | 智頭 | 大内  | 五郎畑ヶ   | 九九一           | 倉敷市白楽町六〇九            | 松田 伝一 |
| "        | "  | "   | "      | 一〇一六          | 出雲市大津町五四八            | 古林津直男 |
| "        | "  | 西野  | 倉ヶ内    | 九六六<br>九六七    | 神戸市垂水区<br>西垂水日向町一八三一 | 中西 春治 |
| "        | "  | 材木谷 | 一三三九の六 |               | 鳥取市西品治町              | 中沢 正明 |

鳥取県告示第五百九十二号

倉吉市国府二百九十四番地田倉房蔵外二十一名の者から申請のあつた倉吉市国府法花寺地区の換地計画については、審査の結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

|   |      |       |       |       |            |       |
|---|------|-------|-------|-------|------------|-------|
| " | "    | 三吉    | 上ミ、高ケ | 七一五の二 | 米子市錦町一丁目一五 | 長石 鴨二 |
| " | "    | 奥本    | 本 谷   | 六九一の一 | 八頭郡智頭町奥本   | 竹下 鉄蔵 |
| " | クジヤ谷 | 七〇一の六 | "     | "     | "          | "     |

昭和四十二年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十二年九月十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 倉吉市役所

鳥取県告示第五百九十三号

昭和四十二年七月六日付けで西伯郡岸本町長から申請のあつた町営土地改良（かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百九十四号

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十二年九月十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 岸本町役場
- 四 異議の申出 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十二年七月十七日付けで倉吉市岡 門脇覚ほか四十四人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認められたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十二年九月十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 倉吉市役所
- 四 異議の申出 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に

に基づき、昭和四十二年四月から同年六月までに収去した肥料の分析検査の結果の概要を同法同条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 肥料の種類    | 保証票添付者         | 検査点数 | 不合格点数 |
|----------|----------------|------|-------|
| 魚かす粉未    | 鳥取県経済農業協同組合連合会 | 三    | 三     |
| 魚荒かす粉未   | 大協肥糧株式会社       | 三    | 〇     |
| 蒸製骨粉     | 南由太郎           | 三    | 〇     |
| 大豆油かす粉未  | 熊沢製油産業株式会社     | 三    | 〇     |
| わたみ油かす粉未 | 摂津製油株式会社       | 三    | 一     |
| アミノ酸副産肥料 | 中央化成株式会社       | 三    | 〇     |
| 第一種複合肥料  | 株式会社九鬼製肥所      | 三    | 三     |
| "        | 日物有機化成株式会社     | 三    | 〇     |
| "        | 中央化成株式会社       | 三    | 〇     |
| "        | 鳥取県経済農業協同組合連合会 | 二    | 〇     |
| "        | 大栄町農業協同組合      | 六    | 〇     |
| "        | 北条町農業協同組合      | 三    | 三     |

鳥取県告示第五百九十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 登録番号     | 登録年月日        | 氏名   | 名称又は屋号 | 住所           | 営業所在地     |
|----------|--------------|------|--------|--------------|-----------|
| 鳥振 第二八二号 | 昭和四十二年八月二十二日 | 徳田寿子 | 窓      | 鳥取市川外大工町一五の四 | 住所に同じ。    |
| " 二八三 "  | "            | 石田時雄 | 時寿し    | 吉方 三三七       | 鳥取市東品治町一〇 |

鳥取県告示第五百九十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条第一項の規定に基づき、建設大臣から土地細目の公告の申請があつたので、同法第三十三条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

収用しようとする土地の所在、地番及び地目  
米子市熊党字北土井六〇番地、宅地  
" 六六番地、宅地

公 告

昭和42年7月29日及び7月30日に実施した二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和42年9月12日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和42年2級建築士試験合格者

|       |        |       |
|-------|--------|-------|
| 鎌田 昭利 | 沢根 栄男  | 沢田 孝子 |
| 岡田 好正 | 鈴木 一郎  | 水田 温  |
| 植田 健  | 西村 林太郎 | 吉川 勝平 |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 男 | 夫 | 之 | 美 | 茂 | 繁 | 明 | 男 | 明 | 治 | 信 | 年 | 昭 | 秋 |
| 佛 | 俊 | 弘 | 淑 | 清 | 九 | 郎 | 茂 | 繁 | 明 | 男 | 明 | 治 | 信 |
| 口 | 口 | 岡 | 山 | 木 | 田 | 本 | 崎 | 下 | 田 | 塚 | 田 | 野 | 本 |
| 谷 | 谷 | 藏 | 米 | 玉 | 吉 | 倉 | 河 | 松 | 大 | 井 | 茅 | 谷 | 永 |
| 博 | 功 | 明 | 博 | 聰 | 行 | 志 | 昭 | 已 | 伯 | 勝 | 康 | 毅 | 彦 |
| 吉 | 景 | 寿 | 重 | 喜 | 昇 | 芳 | 克 | 智 | 幸 | 正 | 幸 | 正 | 則 |
| 野 | 本 | 林 | 野 | 田 | 村 | 田 | 部 | 江 | 辺 | 野 | 倉 | 村 | 川 |
| 河 | 山 | 小 | 馬 | 広 | 米 | 安 | 高 | 阿 | 長 | 渡 | 佐 | 矢 | 柁 |
| 治 | 三 | 夫 | 雄 | 武 | 憲 | 雄 | 弘 | 功 | 昇 | 夫 | 雄 | 弥 | 男 |
| 洋 | 侃 | 良 | 竜 | 君 | 幸 | 富 | 照 | 光 | 砂 | 富 | 春 | 幸 | 正 |
| 西 | 永 | 本 | 水 | 島 | 谷 | 倉 | 島 | 田 | 口 | 田 | 砂 | 沢 | 田 |
| 中 | 門 | 寺 | 清 | 中 | 門 | 沢 | 小 | 中 | 福 | 谷 | 竹 | 安 | 米 |

正 誤

昭和四十二年九月鳥取県告示第五百七十九号(土地細目の公告の申請について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正  
二 上 終わりから六 // 所 //